

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2,657人」を「2,666人」に、「1,534人」を「1,540人」に、「804人」を「807人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等の人身安全関連事案及び特殊詐欺事案の対策を強化するとともに、我が国を取り巻く国際情勢の変化への的確な対応を図るため、警察官の定員を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。